

はじめに

1. インドネシア : 輸入業者識別番号(API)に関する規則の再改正
 2. インド : 小売業に対する外国直接投資規制の緩和
 3. マレーシア : 最低定年退職年齢法制度の導入
 4. タイ : 大型オートバイ製造事業に関する BOI 奨励策の改定
- 今号のコラム-バングラデシュ-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第8号(2012年10月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インドネシア: 輸入業者識別番号(API)に関する規則の再改正

本ニュースレター第4号においてご紹介した、輸入業者識別番号(Angka Pengenal Importir) (「API」)の取扱いを全面的に改正する2012年5月の商業大臣令(「改正令」)が、2012年9月に発令された商業大臣令(「再改正令」)により一部再改正されました。APIに関する一般的な説明については、本ニュースレター第4号をご参照下さい。今回の再改正の主な内容は以下のとおりです。

①API-Uによる複数分野の商品輸入

一般輸入業者識別番号(Angka Pengenal Importir Umum) (「API-U」)は、売買目的で一定の商品の輸入を行う者に付与されるAPIです。改正令の下では、API-Uを取得しても、21の商品分野のうちの1分野に属する商品を輸入することしか認められていなかったことから、この制度には当初から強い反発がありました。そこで今回の再改正により、API-U保有者と輸入先の外国企業との間に「特別な関係(special relationship)」がある場合には、単一のAPI-Uで複数分野の商品を輸入できるようになりました。ここでいう「特別な関係」は、(a)特定の経済活動の共同支配に関する契約上の合意、(b)株式の保有、(c)定款、(d)代理店/販売店契約、(e)ローン契約、又は(f)サプライヤー契約がある場合に認められるとされています。

②API-Pに基づき輸入・譲渡可能な「補完品」の要件の緩和及び輸入品の譲渡禁止の緩和

製造輸入業者識別番号(Angka Pengenal Importir Produsen) (「API-P」)は、資本財、原材料、補助材及び製造過程に用いられる材料を自己使用目的で輸入する者に付与されるAPIです。

ただし、ある工業品(certain industrial goods)が「補完品(complementary goods)」に該当する場合、例外的に、当該商品を輸入して第三者に譲渡できるとされており、改正令の下でこの条件を満たすためには、API-P保有者単独では製造できない商品であることが求められていました。今回の再改正によりこの要件が削除され、その結果、「補完品」として認められるための要件は、(a)商品が、API-P保有者が保有している、その産業セクターにおける事業許認可等に適合していること、及び(b)商品がAPI-P保有者と「特別な関係」を有する海外の会社により製造されたものであることとなりました。また、従前、上記(b)でいう「特別な関係」の範囲が不明確でしたが、今回の再改正により、上記①に述べた「特別な関係」とほぼ同様であることが明確にされました。

さらに、今回の再改正により、自己使用目的で輸入された資本財、原材料、補助材及び製造過程に用いられる材料の譲渡禁止の例外が追加され、免税輸入品については、輸入税関届出日から2年間自己使用した後であれば、第三者に対して譲渡することが可能となりました。

弁護士 田中 光江
 (Adnan Kelana Haryanto & Hermanto 法律事務所出向中)
 ✉ mitsue@akhh.com
 弁護士 山田 広毅
 ☎ 03-6266-8554
 ✉ koki.yamada@mhmiapan.com
 弁護士 田中 亜樹
 ☎ 03-6266-8919
 ✉ aki.tanaka@mhmiapan.com

2. インド:小売業に対する外国直接投資規制の緩和

2012年9月20日、インド政府商工省産業政策推進局(Department of Industrial Policy and Promotion)は、総合小売業(multi-brand retail)に対する外国直接投資(FDI)の解禁及び単一ブランド小売業(single-brand retail)に対して51%超のFDIを行う場合の条件を緩和する旨のプレスノート(インド政府が公表する通達)を発行し、これらの規制緩和は同日施行されました。

総合小売業への外国直接投資は、従前は一切認められていませんでしたが、今回の規制緩和により、①最低1億米ドルの投資を行うこと、②投資額の少なくとも50%を3年以内に物流、倉庫等のバックエンドインフラ(backend infrastructure)に投資すること、③製品・加工品の少なくとも30%は小規模企業(工場及び機械に対する総投資額が100万米ドル以下の企業)から調達すること、④店舗の設置は原則として人口100万人以上の都市であり、かつ、総合小売業に対する外国直接投資を認める中央政府の方針の導入を承認した州及び連邦直轄領(現時点でデリー連邦直轄領、マハラシュトラ州、ハリヤナ州等10州・連邦直轄領)に限ること、等の条件を満たした場合には、政府の事前承認を条件に最大51%まで総合小売業への外国直接投資が認められることとなりました。①～③の条件の遵守状況については、必要に応じて当局によるチェックが予定されていることから、監査済みの会計書類の備置が必要とされます。なお、E-commerceによる総合小売業への参入は認められていません。

単一ブランド小売業への外国直接投資については、従前、51%超の外国直接投資を行う場合の条件としてこれまで付されていた、①外国人投資家が当該ブランドの所有者であること、②製品の少なくとも30%は小規模企業、農村工、熟練工、職人の家内工業から調達されなければならないという条件が緩和され、①については外国投資家が当該ブランドの所有者からインド国内における独占的ライセンスを受けている場合には、当該ブランドの所有者でなくともよいこととされ、②については、少なくとも30%以上をインド国内で調達すれば足りることとされました。なお、総合小売業と同様に、E-commerceによる単一ブランド小売業は認められないことが明示されています。

小売業に関する一連の規制緩和により、大手小売業の参入による一般消費者向け商品の販路拡大や、インフラ設備への投資等が見込まれます。

このほか、インド政府は、2012年9月20日に放送業(broadcasting)に関連する複数の分野において直接外国投資の出資比率の上限を49%から74%に引き上げたほか(同日施行済み)、2012年10月4日には、保険会社への外国直接投資の出資比率規制の緩和(出資比率上限の26%から49%への引上げ)について、議会に法案を提出することを閣議決定するなど、近時相次いで外国直接投資規制を緩和する決定を行っており、今後の動向が注目されます。

弁護士 関口 健一
 ☎ 03-6266-8562
 ✉ kenichi.sekiguchi@mhmiapan.com

3. マレーシア:最低定年退職年齢法制度の導入

本ニュースレター第6号にてご紹介した最低定年退職年齢法(Minimum Retirement Age Act 2012) (「本法」)が、2012年8月16日に官報により公示されました。これまでマレーシアでは、民間企業における定年退職年齢に関する立法による規制は存在せず、実務上は雇用契約又は労働協約により満55歳を定年退職年齢と定める例が一般的でした。本法は、民間企業における定年退職年齢を満60歳以上として強制するもので、これにより民間企業の多くはそれぞれの定年退職年齢を満55歳から60歳に引き上げる対応が必要になります。

適用範囲

本法により、民間企業による最低定年退職年齢を満 60 歳(但し、人的資源省大臣がより高い年齢を定めた場合はその年齢。以下同じ。)とし、施行日時点において、満 60 歳未満を定年退職年齢とする労働契約又は労働協約上の規定は無効となり、そのような規定は満 60 歳を定年退職年齢とするものとして読み替えられることとなります。

適用除外

本法は、(a)連邦・州政府、その他法定の組織又は地方自治体により雇用され、報酬を受ける者、(b)試用期間中の労働者、(c)見習い期間中の労働者、(d)非マレーシア国民籍の労働者、(e)家事使用人、(f)勤務時間が常勤社員の 70%以下である労働者、(g)学生アルバイト(就学のため休業中の従業員及び定時制で就学する従業員を除く。)、(h)雇用期間が 24 ヶ月を超えない契約社員、及び(i)本法施行日より前に満 55 歳以上で退職しその後再就職した者については適用されないものとされています。

エンフォースメント

本法は、雇用契約又は労働協約に定める任意早期退職による場合を除き、雇用者が満 60 歳未満の従業員を退職させることを禁じ、これに違反した場合、雇用者に 1 万マレーシア・リングギット(約 26 万円)以下の罰金が科されます。

また、本法に違反し退職させられた従業員は労働局に対し不服を申し立てることができ、不服申立てが認められた場合、雇用者に対して、当該従業員の復職(及び不当な退職期間に係る未払賃金の支払い)又は復職に代わる補償金の支払いが命じられます。

施行日

本法は 2013 年度中に施行されるとの予測もありますが、正式には、人的資源省大臣が官報により施行日を公示するものとされています。本法施行のタイミングに関しては、マレーシアにおける労働組合のナショナルセンターであるマレーシア労働組合会議が使用者に対して即時に定年退職年齢を満 60 歳に引き上げること求める一方で、使用者側のマレーシア雇用主連合は本法による定年退職年齢 60 歳の強制適用自体については賛成しつつも、労働組合会議が主張する即時適用には反対し、5 年間の移行期間を設けるよう求めています。本ニュースレター作成日(2012 年 10 月 15 日)現在において官報による施行日の公示はなく、今後も注視が必要です。

弁護士 秋本 誠司
☎ 03-5220-1818
✉ seiji.akimoto@mhjapan.com
弁護士 佐伯 優仁
☎ 03-6266-8523
✉ masahito.saeki@mhjapan.com

4. タイ:大型オートバイ製造事業に関する BOI 奨励策の改定

タイの投資委員会(Board of Investment) (「BOI」)は、2012 年 9 月 5 日、大型オートバイ製造事業に関する投資奨励策の改定を発表しました。

従来、大型オートバイの製造事業に関する奨励策は、以下の①から④に掲げる【条件】を満たす製造業に、以下の①から③の【優遇措置】を付与するものでした。

【条件】

- ① 4 ストローク・エンジンのオートバイで、エンジンの排気量が 500cc 以上であること。
- ② フレームの溶接、組立て及び塗装から構成される工程により製造されること。
- ③ 部品製造のための設備投資及び部品の使用計画を明示し、かつそれらについて BOI から同意を取得すること。
- ④ 認可後、STI 政策¹に該当する追加投資がある場合でも、追加的な優遇措置として法人所得税の免除を付与しないこと。

¹ BOI の技能・技術革新政策をいいます。

【優遇措置】

- ① ゾーンを問わず機械の輸入関税を免除する。
- ② シリンダーヘッド(Cylinder Head)、クランクケース(Crank Case)等のエンジンの重要部分を含むエンジン部品を製造する工程が含まれる場合、2000年8月1日付投資委員会布告 1/2543号に基づく優遇措置に従った法人所得税減税措置²を付与する。
- ③ その他の優遇措置は、2000年8月1日付投資委員会布告 1/2543号のとおり。

今回の改定により、従前、奨励策の対象として 500cc 以上の排気量のエンジンに限定されていたものが、一定の条件の下で 248cc から 500cc までの排気量のエンジンのオートバイ製造事業にまで拡大されることになりました。すなわち、上記①及び③の【優遇措置】はこのようなオートバイ製造事業にもそのまま付与されることとなりました。また上記②の【優遇措置】についても、(i)ダイキャスト(Die Casting)、(ii)鍛造、又は(iii)シリンダーブロック(Cylinder Block)、シリンダーヘッド(Cylinder Head)、クランクケース(Crank Case)、クランクシャフト(Crankshaft)、カムシャフト(Camshaft)、コネクティングロッド(Connecting Rod)等のうち少なくとも 4 つの部品を製造する工程を含む場合、付与されることになりました。

BOI は各産業・事業別に、減税措置や規制法令についての適用除外等の各種の投資奨励策を設けており、かつ、様々な政策考慮により時宜に応じて制度内容の変更があります。タイにおける投資ないし事業拡大を検討される事業者は、各法令に基づく制度のほか、BOI が設けている最新の奨励策の適用可能性も視野に入れることが重要です。

弁護士 二見 英知
 (Chandler & Thong-ek 法律事務所出向中)
 ✉ hidetomo@cto.com
 弁護士 氷上 将一
 ☎ 03-6266-8922
 ✉ shoichi.hikami@mhmiapan.com

今月のコラム特別編 - バングラデシュ -

バングラデシュ、皆さんはどんなところを思い浮かべますか？

ノーベル平和賞を受賞したグラミン銀行のマイクロクレジット、世界で最も貧しい国の一つ、出稼ぎ労働者が世界各地にいる国、洪水が多く雨季には国土の多くで水害に見舞われる国、色々な言葉が思い浮かびますが、実際に訪れたことのある方はまだまだ少ないのではないのでしょうか。



今日は、筆者が先月出張で訪れたバングラデシュ、ダッカの街角を少しだけご紹介します。

ダッカの街の移動手段はサイクルリキシャ(cycle rickshaw)が主役です。街中の至る所で客待ちタクシーならぬ客待ちのリキシャ引きを見かけます。街中にはきちんとした店構えのスーパーも幾つかありますが、主流はまだまだ青空市場。新鮮な？生鮮食品が簡単に手に入ります。



² 法人所得税につき、(a)ゾーン1又は2に位置するオートバイ製造事業については3年から5年間、(b)ゾーン3に位置するオートバイ製造事業については8年間の減税措置が講じられています。

オールドダッカの港では、バングラデシュ各地や外国から様々な商品や部品(原材料)が到着します。中には少し過積載気味の船も…。ほとんど沈没寸前のように見えますが、このような船が数多く行き交い活気に溢れています。バングラデシュの人々は、まだまだ外国人と接した経験が少なく、そのためか、比較的擦れていない印象を受けました。

そんなバングラデシュ、安価な労働力を生かした製造拠点として注目されることも多いですが、人口 1 億 6000 万人を擁し、出稼ぎ労働者から毎年約 130 億 USD が送金されることなどから、意外にも消費意欲は旺盛で、最近では、消費者市場としても少しずつ注目されつつあります。

ダッカ市内には真偽のほどは定かではありませんが、南アジア最大のショッピングモールもあります。お隣インドと異なりまだまだ海外の高級ブランドはありませんが、日本製の電化製品の前には人だかりが。最近では、地域の電化製品もシェアを急拡大させているようです。



最上階に位置する映画館はバングラデシュの若者の人気スポット。250 タカ(=約 250 円)で最新の映画を見ることができます。

首都ダッカでも、国際水準の高級ホテルは 3 軒ほどしかありませんが、いずれも 2、3 ヶ月先までほとんど予約が埋まっているそうです。このように、まだまだお隣インドと比べても貧しい印象を拭えず、インフラ整備等の課題も抱えているバングラデシュですが、ゆっくりと、しかし一步一步着実に発展しつつあり、今後注目したい国の一つです。

(弁護士 関口 健一)

セミナー・文献情報

➤ セミナー 『シンガポール地域統括会社の構築及び活用の法務・税務上の留意点』

開催日時 2012 年 10 月 31 日(水) 13:30~16:30
 講師 関口 健一
 主催 経営調査研究会 (<http://www.kinyu.co.jp/>)

➤ セミナー 『東南アジアにおける知財戦略／最新の基礎知識と実務上の留意点』

開催日時 2012 年 11 月 9 日(金) 13:30~17:30
 講師 小野寺 良文
 主催 森・濱田松本法律事務所 / ウエストロー・ジャパン (<http://www.westlawjapan.com/>)

MHM Asian Legal Insights 2012 年第 8 号 [2012.10.22 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
 森・濱田松本法律事務所 広報担当
 mhm_info@mhmjapan.com
 03-6212-8330

www.mhmjapan.com